

騒音・振動防止の手引き

《工場・事業場編》

広島市

目 次

1	騒音・振動に関する規制等の概要	
1-1	規制の概要	1
1-2	届 出	1
1-3	規制基準	1
1-4	勧告及び命令	1
1-5	報告及び検査	2
1-6	罰 則	2
1-7	電気・ガス工作物である特定施設の取扱い	2
1-8	騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出	2
1-9	環境保全資金の融資制度	4
2	資 料	
2-1	騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)に基づく届出	5
2-2	振動規制法に基づく届出	6
2-3	騒音・振動特定施設の解説	7
2-4	特定工場等における騒音の規制基準	10
2-5	特定工場等における振動の規制基準	11
2-6	届出書記載例(特定施設)	12

届出書の様式は広島市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/list1170-2160.html>

(広島市トップページ>事業者向け情報>ごみ・環境>環境保全>環境保全関係の届出様式)

1 騒音・振動に関する規制等の概要

1-1 規制の概要

著しい騒音・振動を発生する施設であって、「2-3 騒音・振動特定施設の解説」(P.7)に掲げる施設(以下「特定施設」という。)を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)は、騒音規制法、振動規制法又は広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の規制の対象になります。

騒音・振動の規制は、住民の生活環境を保全する必要があるとして指定した地域(以下「指定地域」という。)について行われます。

[指定地域]

騒音規制法	広島市内全域
振動規制法	工業専用地域を除く広島市内全域

1-2 届 出

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、届出が必要です。

届出書の提出部数は、正本及びその写し一通です。

詳しくは、「2-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)に基づく届出」(P.5)、「2-2 振動規制法に基づく届出」(P.6)、「2-6 届出書記載例(特定施設)」(P.12)を参照してください。

1-3 規制基準

指定地域内に特定工場等を設置しているものは、規制基準を遵守しなければなりません。

詳しくは、「2-4 特定工場等における騒音の規制基準」(P.10)、「2-5 特定工場等における振動の規制基準」(P.11)を参照してください。

1-4 勧告及び命令

(1) 計画変更勧告

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に、計画を変更すべきことを勧告することがあります。

(2) 改善勧告

既設の特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することがあります。

(3) 改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときには、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

1-5 報告及び検査

(1) 報告の徴収

特定施設の状態等について報告を求めることがあります。

(2) 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査をすることがあります。

1-6 罰 則

改善命令に違反したとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

1-7 電気・ガス工作物である特定施設の取扱い

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に規定するガス工作物である特定施設は、電気事業法又はガス事業法の相当規定が適用されます。

ただし、規制基準を順守する義務はあります。

1-8 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）に基づき一定の工場の設置者には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。

(1) 選任が必要な工場（以下「特定工場」という。）

指定地域内に工場を設置している者で、次の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合、設置している施設の種類等などに応じて公害防止管理者等を選任する必要があります。

選 任 が 必 要 な 工 場 の 要 件		選任する公害防止管理者等の区分		
業 種	設 置 し て い る 施 設	公害防止管理者		公害防止統括者
		騒音関係	振動関係	
・ 製造業（物品の加工業を含む。） ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	液圧プレス（矯正プレスを除く。）のうち、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のもの	×	○	○
	機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの	○	○	ただし、事業者全体の常時使用する従業員数が 20 人以下の場合は不要
	鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーであるもの	○	○	

(注)

1. ○印は選任が必要、×印は選任が不要です。
2. 公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。
3. 業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 公害防止管理者等の選任

特定工場の設置者（以下「特定事業者」という。）は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任しなければいけません。

(3) 選任等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次の表のとおり届出を行わなければいけません。

届出の種類	届出が必要な場合	選 任 期 限	届出期限	添付書類	提出部数
選任の届出	公害防止管理者等の選任	◎公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30 日以内 (様式第 1)	選任、解任又は死亡した日から 30 日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し	正本 1 通及びその写し 1 通
解任の届出	公害防止管理者等の死亡又は解任	◎公害防止管理者とその代理者の選任の場合は、60 日以内 (様式第 2)			

(4) 承継の届出

公害防止管理者等の選任の届出をした特定事業者に、相続又は合併があった場合には、その旨の届出をすることにより地位の承継が認められます。

区 分	地位を承継する事ができる者	届 出 期 限	添 付 書 面 等	提出部数
相 続	届出をした特定事業者の相続人	遅滞なく (相続等の事由が発生した日から概ね30日以内) (様式第3の2)	(1) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合は、様式第3の3による書面及び戸籍謄本 (2) (1)の相続人以外の者の場合は、様式第3の4による書面及び戸籍謄本	正本1通及びその写し1通
合 併	届出をした特定事業者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人		法人の登記事項証明書	

1-9 環境保全資金の融資制度

広島市では、事業活動により生ずる公害の防止施設等の設置に加え、広く環境保全対策に取り組もうとする市内中小企業の方々を支援するため、環境保全資金融資制度を設けております。

また、国、県においても、同様な融資が行われています。

【お問い合わせ先】

- 公益財団法人広島市産業振興センター中小企業支援センター
〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル2F
TEL(082)278-8032(直通)
- 広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL(082)504-2241(直通)

2 資 料

2-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に基づく届出

番号	届出書の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出期間	添付書類	備考
1	・特定施設設置届出書 ・騒音関係特定施設設置届出書	・法第6条第1項（様式第1） ・条例第45条第1項（様式第12号）	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る。）	設置工事開始の日の30日前まで	・騒音の防止方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	・特定施設使用届出書 ・騒音関係特定施設使用届出書	・法第7条第1項（様式第2） ・条例第46条第1項（様式第12号）	(1) 新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2) 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同 上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	・特定施設の種類の数変更届出書 ・騒音関係特定施設の種類の数変更届出書	・法第8条第1項（様式第3） ・条例第47条第1項（様式第13号）	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係わる工事の開始の日30日前まで	同 上	特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く
4	・騒音の防止の方法変更届出書 ・騒音の防止の方法変更届出書	・法第8条第1項（様式第4） ・条例第47条第1項（様式第14号）	1又は2の届出を行った特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	・氏名等変更届出書 ・氏名の変更等届出書	・法第10条（様式第6） ・条例第49条（様式第2号）	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続合併等による変更は含まれない
6	・特定施設使用全廃届出書 ・特定施設使用廃止届出書	・法第10条（様式第7） ・条例第49条（様式第3号）	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内		更新は含まれない
7	・承継届出書 ・特定施設承継届出書	・法第11条第3項（様式第8） ・条例第50条第3項（様式第4号）	届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継 相続、合併又は分割の場合は、届出された特定施設のすべてを承継するものに限る

注 法とは騒音規制法をいい、条例とは広島県生活環境の保全等に関する条例をいいます。

2-2 振動規制法に基づく届出

番号	届出書の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出期間	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書	・法第6条 第1項 (様式第1)	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る。）	設置の工事開始の日の30日前まで	・振動の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	特定施設使用届出書	・法第7条 第1項 (様式第2)	(1) 新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2) 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書	・法第8条 第1項 (様式第3)	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種別及び能力ごとの数を増加する場合	変更に係わる工事の開始の日30日前まで	同上	特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合を除く
4	振動の防止の方法変更届出書	・法第8条 第1項 (様式第4)	1又は2の届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	特定施設の使用の方法変更届出書	・法第8条 第1項 (様式第3)	1又は2の届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合			既に届出されている施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は除く
6	氏名等変更届出書	・法第10条 (様式第6)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続合併等による変更は含まれない
7	特定施設使用全廃届出書	・法第10条 (様式第7)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内		更新は含まれない
8	承継届出書	・法第11条 第3項 (様式第8)	届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継 相続、合併又は分割の場合は、届出された特定施設のすべてを承継するものに限る

注 法とは振動規制法をいいます。

2-3 騒音・振動特定施設の解説

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条 例	法	
1	金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5 KW以上のもの		回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械
		ロ 製管機械	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
		ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75 KW以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称
		ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	すべての施設	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294KN以上のもの	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
		ヘ せん断機	定格出力の合計が3.75 KW以上のもの	定格出力が1KW以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
		ト 鍛造機	すべての施設	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設	定格出力が37.5 KW以上のもの	線材又は針金を加工する機械
		リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く)	すべての施設		鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
		ヌ タンブラー	すべての施設		鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
		ル 切断機 (条例名称: 高速度切断機)	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
		オ やすり目立機		すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なまし鉄(棒)にやすり目を刻む機械
		ワ 旋 盤		定格出力が3.75KW以上のもの	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
		カ 型削盤		定格出力が3.75KW以上のもの	小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。)
		コ 平削盤		定格出力が7.5KW以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。)
		ク 金属研磨機 (移動式のものを除く)		すべての施設	といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例	法	
2	空気圧縮機及び送風機	定格出力が7.5KW以上のもの (環境大臣が指定する空気圧縮機を除く)	定格出力が7.5KW未満3.75KW以上のもの	圧縮機で、定格出力が7.5KW以上のもの (環境大臣が指定するものを除く)	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機である。 (冷媒用コンプレッサーは除く)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力が7.5KW以上のもの		定格出力が7.5KW以上のもの	【破碎機】鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎に使用 【ふるい、分級機】鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織機 (原動機を用いるものに限る)	すべての施設		すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの		コンクリートの材料を集約貯蔵し、所定配合量ずつ計量してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
		ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設 定格出力の合計が2.95KW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
		ニ コンクリート管製造機械		定格出力の合計が10KW以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
		ホ コンクリート柱製造機械			
6	穀物用製粉機 (ロール式ののものに限る)	定格出力が7.5KW以上のもの			小麦等を粉碎する機械
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべての施設	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
		ロ チッパー	定格出力が2.25KW以上のもの	定格出力が2.2KW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
		ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒形砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
		ニ 帯のこ盤	定格出力が製材用15KW以上、木工用2.25KW以上のもの	定格出力が木工用2.25KW未満0.75KW以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
		ホ 丸のこ盤			丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
		ヘ かな盤	定格出力が2.25KW以上のもの	定格出力が2.25KW未満0.75KW以上のもの	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のため仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例	法	
8	抄紙機	すべての施設			パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	すべての施設		定格出力が2.2KW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダー機以外のもので定格出力が30KW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
11	合成樹脂用射出成形機	すべての施設		すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
12	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	すべての施設		すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型をつくる機械
13	ダイカストマシン		すべての施設		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
14	オシレートコンベア		すべての施設		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
15	電動発電機		すべての施設		交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置 (鋳物熔解の熱源として使用)

(注)

- 1 法とは、騒音規制法又は振動規制法をいい、条例とは広島県生活環境の保全等に関する条例をいいます。
- 2 移動式の施設であっても常時同一事業場内に設置されているものは対象になります。
- 3 馬力で表示された施設の定格出力への換算は、1馬力が0.746キロワットに相当するものとして扱ってください。
- 4 重量トンで表示された施設のキロニュートンへの換算は、1重量トンが9.80665キロニュートンに相当するものとして扱ってください。

2-4 特定工場等における騒音の規制基準

(昭和 61 年市告示第 96 号、条例施行規則別表第 11・昭和 48 年県告示第 171 号)

区域の区分	区 域 の 範 囲	許 容 限 度 (デシベル)		
		昼 間	朝・夕	夜 間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域	5 0 (5 0)	4 5 (4 5)	4 5 (4 5)
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域及び準住居地域並びに用途 地域の定めない地域	5 5 (5 5)	5 0 (5 0)	4 5 (4 5)
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び 準工業地域	6 0 (6 5)	6 0 (6 5)	5 0 (5 5)
第 4 種区域	工業地域及び工業専用地域	7 0 (7 0)	7 0 (7 0)	6 0 (6 5)

(備考)

1 時間の区分は、次のとおりです。

- (1) 昼 間 午前 8 時から午後 6 時まで
- (2) 朝 午前 6 時から午前 8 時まで
- (3) 夕 午後 6 時から午後 10 時まで
- (4) 夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

2 騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいいます。

3 () 内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表します。

2-5 特定工場等における振動の規制基準
(昭和 61 年市告示第 97 号)

区域の区分	区 域 の 範 囲	許容限度 (デシベル)	
		昼 間	夜 間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域	6 0	5 5
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	6 5	6 0

(備考)

- 1 時間の区分は、次のとおりです。
 - (1) 昼 間 午前 7 時から午後 7 時まで
 - (2) 夜 間 午後 7 時から翌日の午前 7 時まで
- 2 振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいいます。

様式第1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定施設設置届出書

(あて先)

広島市長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇プレス工業株式会社

届出者

代表取締役 〇〇 〇〇

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者 〇〇 〇〇

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇プレス工業株式会社 〇〇〇工場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	広島市〇〇区〇〇町〇番〇号		※受理年月日	令和 年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※審査結果		
騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備考		
特定施設の種類の	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-ニ 液圧プレス	油圧プレス 〔 〇〇社製 KT-5 〕	4900KN	1	13時00分	16時00分
1-ホ 機械プレス	クランクパ ワープレス〇〇 社製PPA	490KN	2	8時30分	17時30分
2 空気圧縮機	往復動型 〇〇社 WHC	22KW	1	同 上	同 上

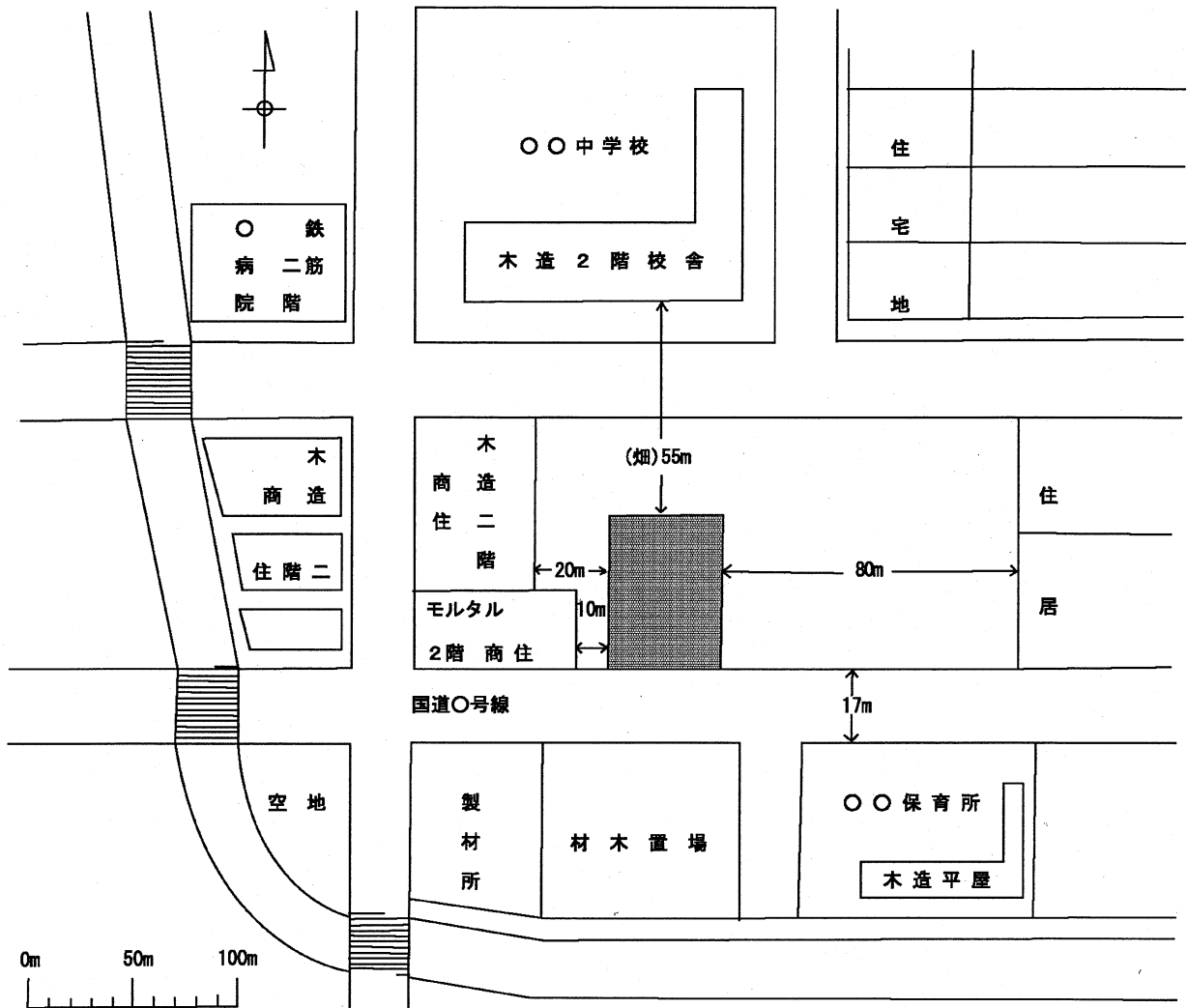
備考1 特定施設の種類の欄は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

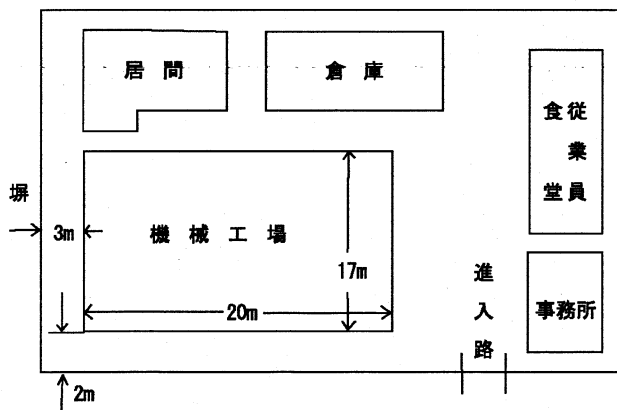
3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

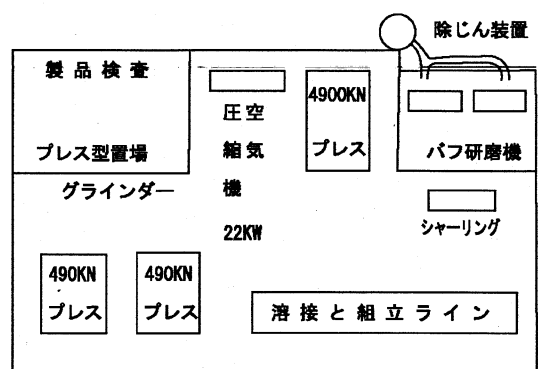
工場付近の見取り図



敷地内の建物配置図



機械施設の配置図



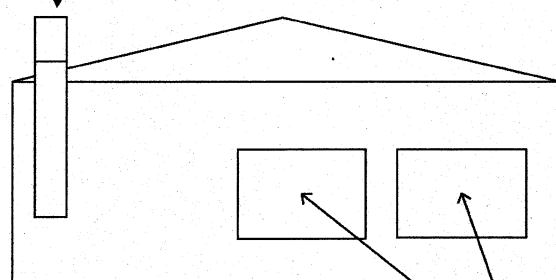
- (注) 1. 東西南北の表示か記号を記入する。
 2. 隣地の状況を明記する。
 3. 敷地面積、建物面積等を記載する。
 4. 屋外作業の有無を記載する。
 5. 特定施設から敷地境界までの距離を記入する。

騒音の防止の方法

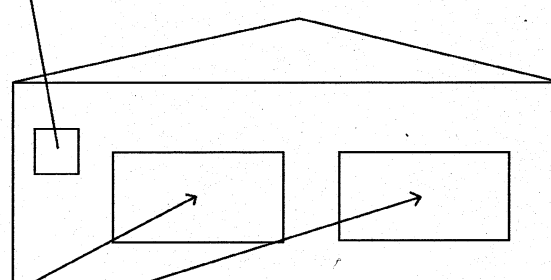
工場の建物の構造							へいの構造	
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	シートラス モルタル	木毛 セメント板	木毛 セメント板	波 形 ス レ ー ト	アルミサッシ ガラス	スチールシャ ッター(重量)	高さ	1.8m
厚さ	2cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10m

排気口の向きは明確にする。

吸気ガラー(排気ガラー)があるときは位置を示す。



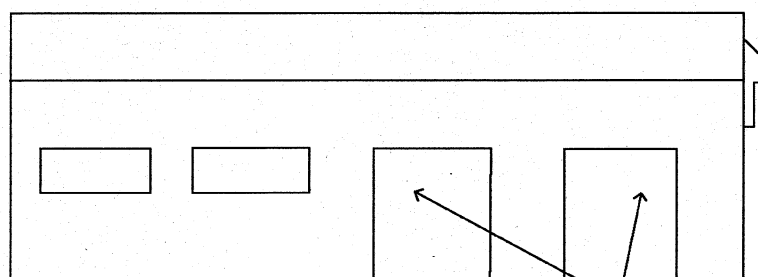
(東面図)



(西面図)

ガラスブロック

立体面図には東西南北の表示をする。

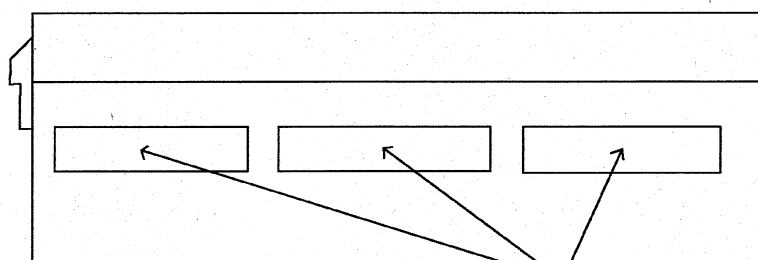
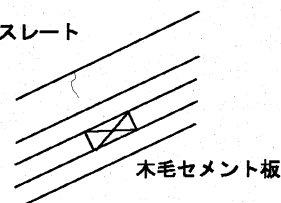


アルミサッシ

(南面図)

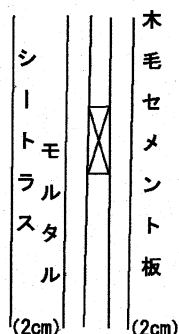
重量シャッター

波形スレート



(北面図)

ガラスブロック



(断面図)

以下

1. 騒音の防止の方法の説明を箇条書で記載する。
2. サイレンサー、吸音ダクト等については、形式メーカー、大きさ等を記入する。
3. 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

名 称	騒音・振動防止の手引き
主 管 課	広島市環境局環境保全課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586)
所 在 地	TEL (082) 504-2187 (直通) FAX (082) 504-2229
発 行 年 月 日	平成19年3月 (改 令和4年12月)